

国鉄技第106号  
令和6年3月15日

各地方運輸局長 殿  
内閣府 沖縄総合事務局長 殿

国土交通省（内閣府のみ）  
鉄 道 局 長（公印省略）

鉄道に関する技術上の基準を定める省令等の解釈基準の一部改正について

標記について、下記のとおり改正したので、了知するとともに貴下鉄道事業者を指導されたい。

記

1. 鉄道に関する技術上の基準を定める省令等の解釈基準（平成14年3月8日付国鉄技第157号）別冊1「鉄道に関する技術上の基準を定める省令の解釈基準」の一部を別紙のとおり改正する。